

南太平洋コロニアル期における駐在弁務官の 悲劇をめぐって

馬場優子

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

世界人権宣言第2条

はじめに

第二次世界大戦終結より8年後の1953年8月17日未明、南太平洋ポリネシアのニウエ島にて就寝中のヨーロッパ人夫婦が襲撃され、妻は重傷を負い、夫は死亡した。彼はこの島を保護領とするニュージーランドから駐在弁務官として派遣された Cecil Hector Watson Larsen であり、襲撃犯は当夜脱獄した三人のニウエ青年であった。

この事件はニュージーランド保護領時代ニウエの最後期において画期をなすものだが、島の唯一の公式の歴史書ともいふべきニウエ政府と南太平洋大学太平洋学研究所共編の *Niue: A History of the Island* (1982) では、Larsen の役職上の貢献、人間的弱さ、それにニュージーランドにおけるニウエ青年死刑囚減刑運動の高まりについてごく簡単に述べるにとどめてある。

ここで指摘されているのは次の2点である。(1)駐在弁務官 Larsen は職務上の志は高く、熱意は強かったが、個人的な性向のために方法が偏っていた、(2)ニュージーランド国民やメディアの活発なキャンペーンのお蔭でニウエ人死刑囚は終身刑に減刑された⁽¹⁾。そこでは一体、Larsen が何をしたのか、またニュージーランドの国民やメディアは何を根拠にニウエ青年囚の死刑に反対したのか、という点が明確にされていない。

三人が終身刑となり、それぞれの処遇が決まってこの事件が落ち着いた後も——そして現在においても——ニウエ島民はこの事件について話したくないという事実を勘案すると、その背景には植民地と旧宗主国との間の関係性が、現在もおお自由連合協定の下で財政援助を受け、島在住島民の8倍ものニウエ島民がニュージーランドにおいて生活しているという事実とともに、何らかの文脈でこの事件に反映されていると考えられる。

本稿はそうした視点を加えて Larsen 事件を考察するものである。資料は、Dick Scott が本事件に関する当時の文書記録の詳細で広範囲な渉猟と関係者へのインタビューに基づいて著した *Would a Good Man Die?* (1993) を主たる拠り所とし、筆者のニウエでのフィールドワークで得

た一次資料およびニウエ関連文献を参考にした。

I. 舞台

赤道と南回帰線の間には浮かぶ隆起サンゴ礁のニウエ島はラグーンはなく、ビーチは一箇所のみで、切り立った壁のような平均海拔 90 フィート（約 27 メートル）の海岸段丘に周囲を囲まれた孤島である。集落の点在する島の周縁部を除けば熱帯降雨林とブッシュ（叢林地帯）でおおわれた島で、人々はタロ、ヤムを中心とした焼畑耕作を主生業としているものの、農耕にも採集、狩猟にも漁撈にも適している土地とはいえない。そのうえハリケーン（現在はサイクロンという）と早魃にしばしば襲われ、ポリネシアの中でも他の、特に火山島などと比べて生産力の低い島である。

この島とヨーロッパ人との初めての邂逅は 1774 年、Captain James Cook が太平洋探検の途次、Resolution 号で到来した時である。彼はこの時、島の西海岸で上陸を試みたが、一回目（Tuapa 村上陸）は人々が血の滴る真っ赤な歯を剥いて war dance をして見せた⁽²⁾ ので、彼らを食人種であると思ひ逃げた。その後、もう一度上陸を決行しようと試みたが（Avatele 村）、人々は槍や石で攻撃してきたので、Cook 隊は銃を発砲して逃げた。このように島民たちが“野生のイノシシのような獰猛さ”で攻撃してきたので Cook はこの島を後にしたという。この経験から彼はこの島を“Savage Island”と命名した⁽³⁾。この島名が後世まで伝えられ、それ故にロンドン伝道協会（London Missionary Society: 以下、LMS と表記）による宣教活動が始まるまでこの島は外部との接触を断つことになる。

西欧列強によるアジア、アフリカ、オセアニアにおける植民地争奪競争の時代に、サモアとマイクロネシア島嶼地域はドイツとアメリカ合衆国に併合されたが、ポリネシア地域はほとんどイギリスおよびフランス領となった。

19 世紀以来イギリス国教会派の LMS による教化が一定の成果を挙げていたニウエ島も 1900 年にイギリスを宗主国とする道を自ら選択した。翌 1901 年、ニュージーランドに併合され、行政上、その東方 600 マイル（約 960 キロメートル）にあるクック諸島と——言語・社会・文化は異なるにもかかわらず——同一法（Cook Islands Act）の下で同一の植民地政府によって統治されることになった。

ニュージーランドはニウエの植民地統治に関して主として三つの課題を抱えることになる。第一に、在来の王と評議会（fono）の体制をいかにヨーロッパ人の統治下に組み込むか、第二に、約 100 年間島の政治を間接的に統制してきた LMS による教会組織と政治的にどのように協調するか、であった⁽⁴⁾。すなわち、既存の権力構造をいかに改変もしくは利用するかという問題であった。

ニウエは元来、無階層制社会であったが、ヨーロッパ人との接触によりその王制に刺激されて、島内諸部族の首長から選ばれた一人を王（*patuiki*）とするようになった。王の下の評議会構成員は王により指名されるという意味では王の評議会への影響力は小さくはなかったが、王位そのものへ大きな権力が付与されていたわけではなかった⁽⁵⁾、王とその評議会による統治からニュージーランドの弁務官を中心とする植民地政府への実質的権力移譲は円滑にゆき、たちまちのうちに王を無力化し、評議会を選挙によって選ばれた代表からなる議会へと再編成した。

一方、第二の LMS の教会組織（*Ekalesia Niue*）に関しては植民地政府はその統御に苦慮した。現在にいたっても基本的には LMS は隠然たる権力を保持し、島の政治組織と教会組織は密接不離の関係にある⁽⁶⁾。

第三は島の開拓問題である。道路等インフラの整備およびバナナ、コプラ等輸出農産物の生産を

軌道に乗せることが急務であった。しかし、ニウエは前述のように農耕、漁撈等の生産に適した自然条件に恵まれていなかったため、すでに19世紀よりサモア、フィジー、タヒチ等周辺島嶼圏への労働力の流失が始まっていた。20世紀初頭、ニュージーランドによる統治が開始されたころには、人口約4,000人のうち、500人から600人がそうした他島へ契約労働者として出稼ぎに出ているのである⁽⁷⁾。

植民地政府は労働力の海外流失阻止に努めたが効果はなかった。当時、ニウエ人の現金収入の平均が年間25ポンドであるのに対して、海外渡航の都度、1ポンド課税する“1ポンド税”、特別な理由のない限り海外渡航を禁ずる条例などいくつか試行したがすべて不首尾に終わった。島の開拓労働力不足を補充することになったのは囚人労働であった。

II. 社会的背景

Larsenの駐在弁務官在任期間は、1944年初頭より殺害される1953年8月までである。この時期のニュージーランドは、両大戦間の世界大恐慌の下での失業者の増加、1932年の首都ウェリントンをはじめとする各地での暴動、そして第一次労働党内閣成立(1935)等社会情勢が大きく変化するなかで第二次大戦終結による社会変化を大きくこうむった時代である。

Larsen赴任以前を見ると1920年代よりニウエの犯罪検挙数は増加し、1930年代に急増する。検挙数の多寡は社会状況のみならずその当時の駐在弁務官の厳格さの程度をも反映しているといわれているが、検挙数の急上昇がみられるのはWilliam Moody Bellの在任期間がほぼ重なる1931年からの10年間である。彼は軍務官としてサモアの植民地行政に参画した経験があった。その間、サモアで現地民の抵抗による攻撃、発砲事件が発生し、多数の死傷者が出た。この経験からBellはニウエに赴任すると現地民に厳しく対応したため検挙数が急増した⁽⁸⁾といわれる。

参考のために、一例としてLarsenにいたる駐在弁務官の各在任期におけるA村の検挙数を表1に挙げてみよう。なお、当時のA村の総人口は460人強であった。

表1 弁務官在任期間別検挙数 (A村)

西暦年	弁務官名	期間	検挙数	年平均検挙数
1918~1920	Morris	3年	36件	12.0
1921~1922	Evison	2年	14件	7.0
1923~1925	Morris	3年	44件	14.7
1926~1931	Luckman	6年	59件	8.9
1932~1941	Bell	10年	196件	19.6
1942~1943	McMahon-Box	2年	34件	17.0
1944~1953	Larsen	10年	89件	8.9

島全体では多発時の犯罪件数は634件(1937/38)、894件(1938/39)、1483件(1940/41)である。当時のニウエの老人と子どもを除く人口は約2,000人であったから、ほとんどの家が少なくとも一人は一家から犯罪者を出していたことになる⁽¹⁰⁾。

この当時どのような行為が犯罪とされ、どのような刑罰を受けたのか、再びA村の犯罪記録(Criminal Record)から1930年代から40年代初頭における犯罪例を挙げてみよう。

- ・豚を囲いに入れず放置 → 罰金 5 シリングないし懲役 5 日
- ・住居侵入 → 懲役 60 日
- ・バナナ畑にバナナを栽培せず → 罰金 5 シリングないし懲役 5 日
- ・バナナ畑の除草をせず → 罰金 2 ポンド ⇒ 罰金 10 シリングないし懲役 10 日（減刑）
- ・輸出用バナナに粗悪バナナを混入 → 罰金 1 ポンドあるいは懲役 20 日
- ・道路脇を除草せず → 罰金 7 シリングないし懲役 8 日
- ・窃盗（イヤリング）→ 罰金 7 シリングないし懲役 7 日
- ・窃盗（タロイモ）→ 罰金 10 シリングないし懲役 10 日
- ・窃盗（マッチ）→ 懲役 90 日
- ・喧嘩 → 罰金 15 シリングないし懲役 15 日
- ・酒造（ビール）→ 懲役 80 日
- ・無灯火自転車運転 → 罰金 5 シリングないし懲役 5 日
- ・姦通 → 罰金 5 ポンドないし懲役 90 日
- ・同棲 → 罰金 3 ポンドないし懲役 90 日
- ・暴言 → 罰金 20 シリングないし懲役 20 日
- ・飲酒 → 罰金 20 シリングないし懲役 20 日

飲酒、窃盗、侵入の他、秩序・風紀、姦通・同棲等性道徳、輸出生産物の品質管理、生産活動やプランテーション管理、家畜の管理等に関する規律違反について罰金刑もしくは懲役刑が課されている。

この頃、ニウエの植民地行政府は農産物輸出総額の半減、旱魃による水不足、伝染病（腸チフス）の流行による人口減少、道路整備のための労働力不足などの問題を抱えていた。その上、1937年にはニュージーランドへの併合後、初めてニュージーランド政府からの財政援助がゼロとなった。道路の補修工事をはじめ、行政府の建物その他公共施設の建設へ投入する労働力も財源不足のなかでなんとか収支のバランスを保てたのは無償の囚人労働を利用したからである。

Bell およびその後任の Joseph McMahon-Box はどちらも駐在弁務官を退任後、ニウエでのビジネスによって富を蓄積するような者たちだったが、この二人の在任中の犯罪件数がそれまでに大きく多かった。

Box 時代の末期は、第二次大戦下の輸送船不足により輸出収入が減少したこと、およびハリケーンにより島の重要な建物が壊滅的な被害を受けたことが島の全体的状況を悪化させたが、成人の多くが軽犯罪でとらえられていたことも島の状態に大きな影響を与えていたことが指摘されねばならない。

Box の後任が Larsen である。彼が島民の生活に関して特に力を入れたのは、島の衛生状態の改善であった。村ではゴミが散乱し、貯水タンク（天水貯蔵）では蚊が孵化し繁殖している。飼育豚は野放しである。そのため、インフルエンザその他の伝染病が流行すると多数の罹患者と死者が出た。Larsen はそこで島内全 12 ヶ村に自ら赴いて各戸の豚小屋、便所等家周りの点検を行い、規律違反者を逮捕した。

前出 A 村の Larsen 在任期の逮捕数をみると、その前後に比べ衛生、清掃関係の犯罪数が突出しており、逮捕件数は表 2 のとおりである。

この種の犯罪に対して Larsen が与えた処罰は原則として 5 シリングの罰金もしくは 5 日間の強制労働であったが、違反者の素行や態度如何で刑の増減が恣意的に行われた。

南太平洋コロニアル期における駐在弁務官の悲劇をめぐって

表2 Larsen 在任中の衛生・清掃関係犯罪別逮捕者数 (A 村)

犯 罪 \ 年 度	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
飼育豚野放し	3	3	1					1	1	2
雑草放置	2	5	1	6	1	1				1
便所不設置					1					
便所不衛生				4		2	1	1		
プランテーション清掃せず					8	2		1		
屋外清掃せず						1				
屋内清掃せず						1	1	1		
豚小屋不衛生							2			
蚊撲滅条例違反									2	
衛生条例違反		6							2	
合 計	5	14	2	10	10	7	4	4	5	3

酒類密造は窃盗と同程度の重罪とされた。飲酒に対する処罰は罰金 20 シリングもしくは 20 日間の強制労働が原則だが、釈放される場合もあり、また、普段から反抗的で行政府に目をつけられている者はより重い処罰を受けることもあった。一方でヨーロッパ人行政府職員は日常的に飲酒していることを島民はみな知っている。こうしたダブル・スタンダードは他のさまざまな面でも見られた。例えば、ヨーロッパ人が頻繁に楽しんでいるポーカーも、ニウエ人が行くと 5 ポンドの罰金が課されたし、ヨーロッパ人であれば日常生活でよく使われる少々下品な言葉も、ニウエ人が発すると 5 ポンドの罰金が課された⁽¹¹⁾。

ニュージーランド本土における当時の労働争議の影響を懸念した Larsen は、大勢の島民が集まる機会を制限している。島には唯一の映画館が設置されていたが、夜 9 時半以降の映画上映は駐在弁務官による許可制とした (1949 年:「映画上映条例」)。

1950 年には夜 7 時以降の夜間外出禁止令を施行し、集会、スポーツ大会、歌、踊り、祭り等の開催には駐在弁務官の文書による許可が必要となった。この条例によってこの年、1,256 人が検挙された。これに対して本国の当時の監督官庁である島嶼領域担当局 (Islands Territory Department) は「コミュニティ活動を止めさせるには不当に早い時間だ。クック諸島も夜間外出や歌、踊り等の集まりを禁止しているが、それでも 9 時より早い時間に設定しているわけではない。禁止しなくとも島の人々には精霊への恐怖感があり、暗くなったら帰宅するものだ」⁽¹²⁾と注意を与えている。

Larsen がこうした行動規制よりもいっそう優先的に行ったのは島民の性道徳関連活動の監視および規制である。これには Larsen 以前から歴代の駐在弁務官が摘発および処罰に努めている。特に A. A. Luckman (在任期: 1926~1931) は姦通、婚外交渉、同棲、重婚等、ヨーロッパ人が反道徳的と考える行為の摘発に努め、全島で毎年 250 人から 300 人を検挙し、有罪としている。体罰も課したといわれる⁽¹³⁾。姦通に対する処罰は、最も重いもので罰金 8 ポンドもしくは 5 ヶ月の懲役、最も軽い場合で罰金 20 シリングもしくは 20 日間の懲役だが、罰金 4~5 ポンド、懲役 3 ヶ月が平均的であった。

19 世紀半ば以来、ヨーロッパ人宣教師が福音とともに彼らアングロサクソンの倫理・道徳律を

持ち込み、現地島民の性道徳律の「改善」に尽力したことは拙文において述べたとおりである⁽¹⁴⁾。ヨーロッパ人の規定する不義・密通の禁止は、元来、厳密な意味では永続的な一夫一婦制とは異なる性・婚姻慣習を行ってきた島の人々にとって遵守は困難であり、現地民宣教師や牧師ですら規律を犯し、教会から除名されていることも述べたとおりである。植民地下で法制化され、違反者は処罰されるという恐怖によってヨーロッパ人の道徳律を否応なしに受け入れるようにはなったが、20世紀半ばにいたってもLMSの宣教師たちの期待したような効果はもたらしていないといえよう。

Larsenと島民との間で最も激しく対立したのは日曜労働の問題である。伝道初期、宣教師が島民にキリスト教を教授するに際して、新約聖書の教義を理解させることはきわめて困難であると認識し、モーゼの律法の第一項（偶像崇拜の禁止）、第四項（安息日の遵守）、第五・第七項（殺人・盗みの禁止）、第六項（性道徳の遵守）を教授内容の中心に置いた⁽¹⁵⁾。爾来、*Ekalesia Niue*は“日曜休日”の遵守に対して厳しい態度で臨み、人々にも浸透した。それを可能にしたのはニウエの周辺地域からの孤立という状況が背景にある。20世紀初頭まで、ニウエには時々ニュージーランドからのスクーターが立ち寄るほかは外国船がまれに現れる程度であった。漸く1929年になってMaui Pomare号がニュージーランド、サモア、ニウエ間を航行し始め、ニウエはバナナを主要輸出品目としてこの航路を活用するようになったのである。

Larsenは、ニウエの将来の経済的基盤を農産物輸出に期待し、今後、船舶の往来が頻繁になれば必ず日曜日の入港もあり、荷揚げ、荷積みのために港湾労働が必要になると予測した。それは安息日の戒律を破ることと教会の日曜礼拝に出席できなくなる可能性を意味している。日曜労働を認めるか否か、全島議会レベルでも村落レベルの会議でも大論争が繰り返され、島民が出した結論は日曜労働を拒否するという、安息日の厳格な遵守であった。

遑って駐在弁務官Luckmanの時代にも、日曜日にバナナ輸送船の荷役作業に人々が駆り出されることに島の人々は抵抗した。その当時、最も厳しく安息日を守ろうとしたのはLiku村の人々であったが、Larsen時代になってもLikuの人々の日曜労働拒否の姿勢は強硬で、これに全島が影響を受け、2シーズンにわたってバナナの荷積みが停止された⁽¹⁶⁾。

Larsenの植民地行政府と*Ekalesia Niue*のこうした緊張関係は、末日聖徒イエス＝キリスト教会（モルモン教会）およびローマ・カトリック教会のニウエへの導入（それぞれ1952年、1955年）、すなわちLMSの流れを汲む*Ekalesia Niue*の宗教的独占状態打破を狙うLarsenの政策へと導くことになる。

その他にもLarsen体制下で島民はさまざまな苦難を味わい、それを伝えている。その例を挙げておく。

- ・酵母菌（パン製造や酒の醸造に使用）を持っていることが分かって逮捕され、90日間の強制労働の宣告を受けた。
- ・自らの兄弟に不利になる証言を拒んだ者が偽証罪で18ヵ月の懲役刑を課された。
- ・商店から1ポンド盗んだが、返した。しかし18ヵ月の懲役刑を課された。
- ・令状もないのに、酵母菌を隠しているのではないかと疑って島民の家に勝手に入ってきた。
- ・ビールの臭いがしたというだけで起訴された。
- ・結婚していない男女が手をつないでいるのを見られて起訴された。
- ・学校で毎朝、ニュージーランド国国旗掲揚と国歌斉唱をするが、少しでも私語が起こると子どもたちの前で教員を叱りつけ、どなる⁽¹⁷⁾。

以上のように、Larsen はその特異な個人的性向から対立や葛藤を招いたことが Scott によって強調されているが、Larsen の企図そのものは第二次大戦後の国際社会再編のための新たな理念に即応したものであったという側面も評価されねばならない。

彼はニウエの医療体制を改善するために、ニウエ人青年を海外に派遣し、医学を学ばせるという長期計画を立案し実行した。今日、現地民医師や歯科医師が数名いるが、それはこうしたプロジェクトの成果を示すものである。またニウエにおける教育はキリスト教宣教師の来島後、宣教師団の設置した土着民聖職者養成所を嚆矢とするが、Larsen は宣教師団経営の学校を 1946 年に行政府管轄の学校として拡充し、教育水準を上げることに努めた。そして教員養成のために、島民を海外研修に派遣する制度をつくったのである。彼はまた、義務教育の推進にも情熱を燃やした。学齢期の子どもを学校に行かせることを親の義務とし、登校しない子どもの親を起訴するとともに、欠席した児童を毎日、校長が村の警官に通報するなどの制度を取り入れた⁽¹⁸⁾。

こうした改革は基本的には第二次世界大戦後、国際連合が植民地主義撤廃に向けて打ち出したさまざまな政策をニュージーランド政府の方針として具体化したものであった。しかし、彼の実施方法が対立や憤慨を生じさせたのである。その背景には Larsen の個人的偏向ばかりでなく、植民地行政の全権力が駐在弁務官に与えられていたという制度的問題もある。彼は行政府の最高位にあり、同時にニウエ島議会を統制していた。コロニアル下の議会は各村より 1 名ずつ選ばれた代表から構成される。これは村の推薦によって選ばれ、駐在弁務官の承認によって任命される。弁務官が同意し続けさえすれば、長期的在任も可能なのだ。また、ニウエ島議会は年に 4 回しか開催されず、しかも協議事項の決定は駐在弁務官の掌中にあり、議長も弁務官であったから、議案を通すか否かも彼に統制されていた。加えて法廷では弁務官が治安判事を務めた。従って駐在弁務官は立法、司法、行政のすべての権限を掌握する立場にあり、いわばニウエにおける絶対的権力をほしいままにしていたのである。

Ⅲ. 事件・逮捕

第二次大戦末期から 10 年間、駐在弁務官を務めた Larsen は職務に忠実な、与えられた任務を情熱をもって行う人物であったことは間違いない。植民地の独立は戦後、国際連合の基本方針であり、それを受けた本国ニュージーランドの島嶼政策の一環であるとはいえ、土着民の医師や教員を海外研修によって養成するなど、島民の自立性および自治能力を醸成することに努めたことは評価に値する。

しかし、島民の民度を上げるために彼が求めた内容と方法は、19 世紀の LMS の宣教師たちが採ったそれと基本的には同一で、イギリス中産階級の価値観を規準として島民の生活習慣を再編しようというものであった。それは彼自身の価値観を独善的に土着民に押し付ける行為以外のなにもでもない。そして違反する者、従わざる者には罰金あるいは強制労働という罰則を課した。島民はイギリス中産階級の生活様式とメンタリティを欲したであろうか。島民独自の文化を無視するような数多くの法規の網を掛けられ、従わなかった場合に課せられる処罰を恐れて従うほかなかったのである。「屋内・屋外を清掃し、清潔に保つ」「ゴミを放置しない」「プランテーションや畑をきちんと片付けておく」などは彼らの在来の文化にはなかった大変苦手なことなのだが、ヨーロッパ人は法律を定めて実行しない者を罰した。

Larsen は法律化されていない日常の行動則に関しても、行政府の土着民職員に対して厳しく律した。大声で罵声を浴びせ、物を投げつけ、時には身体的損傷を与えることもあったという。一般

のニウエ人に対してそのような態度をとるのであるから、囚人に対する身体と言葉による暴力的態度は計り知れないものであったことは想像に難くない。

1953年1月Larsenは首都Alofiのはずれの刑務所の近傍に駐在弁務官用官舎を建て、家族とともに移り住んだ。その場所はキリスト教伝来以前の島の神聖な場所であり、そこにコンクリート建てのヨーロッパ風家屋を建てることは、土着の神々に対する大きな冒瀆となったことはいうまでもない。

そこでLarsenは地の利を生かして囚人たちの監視を強める一方、囚人たちを自らの家庭の家事使用人として使役し、家内外の労働をさせるようになる。彼は、刑務所付属農園で囚人労働によって収穫した野菜、果物、鶏卵などを自家消費用として手中に収めてしまうこともあった。また、農園の一部を自らの私的ゴルフ・コースに変えてしまい、週末は行政府のヨーロッパ人職員に開放した。

Larsenが囚人労働を不正に私的に流用していることは公然たる事実であり、また彼の囚人たちへの横柄な、侮蔑的な態度も周知のことであった。そして、前述のようにLarsen自身がニウエ社会に関してほぼ絶対的な権力をほしいままにしている一方、ニュージーランド本国からの査察、点検が不十分なまま10年が過ぎようとしていた。この間、本国の下位裁判所判事が短期間の点検に訪れただけだった。

1953年7月から8月にかけてニュージーランド島嶼領域担当局の副長官C. E. H. Quinが来島し、ニウエ島議会議員たちと会談した折、ニウエの現状と島民たちの不満が彼に伝わった。Quinが8月16日に本国に向けて離島してから、Larsenの自己抑制はいつになく悪化し、家事使用人として使っていた囚人たちに対する悪意ある態度が目立ったという⁽¹⁹⁾。

Larsenが殺害されたのはその翌日未明の午前2時半頃であった。三人の殺害犯は深夜、監房を脱走し、ブッシュナイフと鉈を持ってLarsen夫妻の寝室を襲った。妻は重症を負ったが生命はとりとめ、Larsenは医師に犯人の名を告げた後、襲撃後1時間で絶命した。

三人のうちHikutavake村のFolitolu(26歳)は10代のころから倫理・道徳関係の犯罪を繰り返していた青年で、17歳、18歳、19歳そして20代になってからも結婚後も姦通罪を犯している。その他、禁酒法違反(造る・飲む)で2回、暴言、脱走等さまざまな法規破りを行ってきた。19世紀にLMSの宣教団が作り上げて土着民に押し付け、20世紀にイギリス／ニュージーランドの行政官によって再び押し付けられたヨーロッパ人のいう正義はこのような常習の犯罪者をも作り上げていたのである。

最年少のTamaeli(通称:Eli)はLiku村の青年で、容貌からは16歳くらいだが精神年齢はさらに低くであろうといわれていた。英語はほとんど理解できず、仕事の手順もなかなか覚えられないので、しばしばLarsenから蹴られたり、平手やロープで打たれたりした。

囚人の中で最も従順だったためLarsen家の家事に最も多く従事させられたTuapa村のLatoatama(通称:Suka=Sugar)は19歳の青年だった。2歳で父親と死に別れ、10歳で母も死亡し、オバの養子となっていた。彼の最初の犯罪は窃盗の見張り役だった。ビールの原料にする砂糖を盗みにBurns Philp商店に侵入した友だちの見張り役を務めたため捕まって、2年間の懲役刑を受け、服役中だった。

事件前日、Larsenは島嶼領担当局のQuinの査察を受けて神経質に苛立ち、公邸で使役されていた囚人LatoatamaとTamaeliにいつにもまして当り散らした。Tamaeliは腹部を棒で殴られ、Latoatamaは頭部を平手打ちされた。その時、Latoatamaは嘔吐し、公邸の酒を無断で飲んだことが発覚した。そのことにLarsenはいっそう腹を立て、住居侵入罪を言い渡す。服役中の懲役に

新たな2年間の懲役が加わり、“あと3年、Larsenの下で強制労働に服さねばならなくなった”のだ。ここに殺意がひらめいたと思われる。

Larsen が殺害された後、税務官の C. P. Slaven が駐在弁務官代理となり、事後の收拾にあたったが、島内ヨーロッパ人社会はどのように反応したのだろうか。行政府はまず全島民に夜間外出禁止令を出した後、在留ヨーロッパ人に対して、“殺人犯はヨーロッパ人をすべて殺害する計画を立てている”、“ヨーロッパ人は全員集合し、保護されるべきである”⁽²⁰⁾と通告し、ヨーロッパ人の女、子どもを数箇所を集めて、男性には軍用ピストル等武器を携帯させ、厳重な警戒にあたった。

Slaven は“血に飢えた野蛮な奴らを探せ！”と櫓を飛ばした。また、搜索を行動で示さなければ Captain Cook が名づけた“Savage Island”という名がまさに正しかったことを証明することになり、世界中にニウエが savage であることが知れ渡るであろうという脅しに似た文言であり、全村から搜索隊を募った。しかし、行政府は当初 1,000 人のニウエ人から成る掃討隊を計画したが、実際には 500 人くらいしか集まらなかったという⁽²¹⁾。

ニュージーランド政府はサモアに援軍を依頼し、結果、ニウエにヨーロッパ人警察官吏が指揮する小武装部隊が派遣された。これには自らの力で犯人を捜すと主張したニウエ議会の自負が挫かれたが、Slaven は満足であった。

搜索第一日目：早朝より各村から搜索隊が出発し、活動を開始したが、まったく成果なし。

搜索第二日目：Liku 村で犯人たちを見たという情報に、Alofi 村に集結していた人々は Liku に向かって移動した。しかし何の成果もなし。

搜索第三日目：搜索を一旦、中止する。

それまでの搜索失敗の原因を Slaven はニウエ人搜索隊の臆病風に帰したが、彼らが搜索した Liku 村の周辺は埋葬地や往時の埋葬洞穴が点在する森や *tapu* の森のある地域であり、逃走犯すら死者の霊への恐怖から足を踏み入れるはずのない土地なのだ。

殺害の夜から第五夜が明けようとする早朝に、三人組は自首に及んだ。サンゴ礁島のこの島には各所に大小無数の洞窟があり、また鬱蒼とした原生林も拡がっている。ブッシュは二次林の間に点在し、イモ類の植え付けから収穫までの間、すなわちプランテーションとして使用中でない限り、人の背丈以上の木々におおわれている。その間を縫うように無数の小道が走っているが、慣れない者は容易にブッシュで道に迷い、方角を見失ってしまう。島には隠れるのに都合な場所はいくらでもあるのだ。しかしながら、島の人々は幼児期からブッシュに通い、親をはじめとする年長者からブッシュの細部にわたって知識を与えられており、自分の手の平のごとくに地形も小道も知っている。島の人々が総がかりで搜索をすれば4日間もまったく手がかりが得られなかったはずはない。

そういう中をこのトリオは4日間で逃亡生活を切り上げた。この間の彼らの行動と心理状態は逃亡中に書き記したものでうかがい知ることができる。彼らは、彼らの生活に不可欠かつ万能のブッシュナイフのほか、聖書や鉛筆を持って逃亡していたのだ。

彼らは殺害後、大方の予想に反して Liku 村方面には逃げず、島の南方面に向かった。その日は殺害場所から約3マイル離れた Tamakautoga 村後背地の台上のブッシュに身を潜め、翌日、現 Vaiea 村の旧集落地 (Fatiau) を越えて海沿いの険岸の下に移動した⁽²²⁾。そこは島でも近寄り難い南岸の一帯で、波が絶え間なく轟音を響かせながら岸壁にぶち当たり砕け散っては引き返してゆく。ニウエ島は浜辺といえる場所は一箇所のみで、周囲はすべて絶壁がめぐっているが、そこはなかでも特に人を拒んでいるかのようないくつかの険壁のひとつである。

その夜（第二夜）のことを Folitolu も Tamaeli も、海のそばで止むことなく寄せては引き返す波を眺めながら座ったままで眠ったこと、雨が降ってきたが覆うものがなかったこと等を記している。Folitolu は持ってきた聖書とその中に入っていた紙片に日記を記していた。Tamaeli は持ってきた雑誌の余白に記していた。

三人とも、自ら決行したことに陶然としたかと思うと今後起こりうることを予想して恐怖に襲われる、その繰り返しであった。Latoatama はブッシュナイフの柄に「私は強い英雄、Tuapa の Latoatama だ。ニウエの同胞に大いなる愛を！ 皆、うまくやってくれ！ 私は我が同胞のために死んでゆく。若者や娘たちに心からの愛を！ それだけだ。それでいいのだ、私の島よ！ 私は英雄 Suka だ」と彫っている。Tamaeli はブッシュナイフの刀身に「私は酒飲みの酋長 Eli だ。Larsen を殺した英雄だ。その私が死んでゆく。ニウエから永遠に姿を消す。何と哀れなことだ」と彫った。Folitolu は他の二人のように初犯ではないので、さすがに英雄気取りはせず、「Paoa (= power)」と一字だけを乱雑に刻んでいる。それまでに姦通で5回も逮捕され、Larsen から罰金刑や懲役刑を受けた彼は、逃亡中、食糧の捕獲を女の略奪のように夢想したらしい。ブッシュナイフの刀身に書いたことは「力ある者のナイフだ。女を追い回して戻ってきた」であった。

次の二晩、三人の「戦士」はやはり険しい岸壁の連なる島の南部海岸の Hakupu 村海岸部へ移動して過ごした。付近のプランテーションからヤム、タピオカ、ココナツを採って食べ、リクガニを捕らえて食した。第四夜が明けてから Hakupu 村のはずれにやって来たが、そこでひとりの女に遭遇し、彼女から Larsen が息を引き取ったことを聞いた。彼女は三人に逃げるように言い、トリオは再び沿岸の岸壁へ戻った。

今や三人の「戦士」たちの虚勢は雲散霧消した。Tamaeli は持っていった雑誌の表紙に「私こと戦士 Eli は死に行きます。さよなら。皆はうまくやってくれ。私は死ぬ」と書き、別の頁には「三人はニウエの戦士だ。我々はやがて捕まり、首をはねられるだろう」と書き記している。Larsen の死を知り、全島が三人の討伐を始めたことを知った三人はもはや逃げられないことを覚悟したが、一方で、彼ら自身が行ったことへの自負に満ちてもいた。我々は勇敢な戦士である、だから皆の敵 Larsen を殺ったのだ、それは島の同胞が理解してくれるであろう、と。

最後の夜、Latoatama は次のように書いている。「我々三人は Larsen 氏を殺した。その後、あちこち歩き回った。我々は決して逃げない。この言葉に賭けて誓う——我々に期待してくれ。それだけだ」。彼は自らの矜持をあくまでも捨てていないようだった。

翌日の明け方4時ごろ、覚悟を決めた三人の「戦士」は Vaiea 村に向かって歩み始めた。ブッシュナイフは捨て、レイを首に掛け、聖書だけを持って。5時半ごろ村に着くと、警官 Motufoou の家の戸を叩いた。警官は彼らの中に入れ、三人とも空腹の様子だったので、たくさん食べさせてから通報した。逮捕後、駐在弁務官代理 Slaven は彼らの市中引き回しを行った。まず、途中の村 Avatele で手錠を掛けられた三人を人々の前に立たせた。Alofi に着いてからも三人を人々の前に見せしめに立たせた。人々は興奮して大声で叫んだり、罵声や嘲笑を浴びせたりしたという⁽²³⁾。

IV. 裁 判

逮捕後、三人は直ちに自供したが、航空便のないニウエへニュージーランド本国から検事、島嶼領担当局副長官、臨時判事それに弁護士がクック諸島経由で空路および航路で到着するのを待たねばならなかったため、裁判が始まったのは9月の初旬であった。当時、ニウエには陪審員制度がなく、急遽、ヨーロッパ人2名とニウエ人4名で構成される6名の審理委員を選んでパネルをつくっ

た。裁判には島中から人々が傍聴に押しかけたので法廷の場をより広い Tufukia 学校に移して行った。

ここでの三人の供述の主な点は以下の通りである⁽²⁴⁾。

Latoatama:

- Larsen は我々を非常に苛酷に、まるで動物並みに働かせた。これ以上ひどい人間はいない。
- 休憩も食事もなしで酷使された。
- ゴルフボールを追いかけて芝生の隅から隅まで走り回らされた。

Folitolu:

- Larsen の飼っている家禽に餌を与える仕事をさせられていた。ある日、1羽が死に、残りが逃げってしまった時、Larsen は私を英語でののしった。
- ある日、植えたばかりのココナツの樹に水をやるよういわれた。バケツに水を満たし、二個同時に運ぶため棒を探してくると、Larsen はその棒をとりあげて放り投げた。そして手でバケツを持って走れ、という。しかし重いバケツを両手に持ったまま走れはしなかった。すると彼はどなり、ののしった。私は走ったがよろけた。地面に倒れた私を Larsen は蹴った。

Tamaeli:

- 酷使された我々囚人の食事は家禽の餌と同じでパン1個だけだった。
- 庭仕事を命ぜられた時、英語で言われ、よく理解できなかった。すると Larsen はどなり、ののしった。そして私の頭を殴り、蹴った。
- ししばしばゴルフボール探しをさせられた。ゴルフボール2個が見つかるまで、3時間も超過労働をさせられたことがある。

判事は審理委員たちに、罪状を若干軽い事故殺人にもってゆくには Larsen に挑発行為があったことを正当化せねばならず、その定義と内容について詳しく説明したというが、審理委員たちはあげられた証拠を吟味し、故殺を正当化するような挑発行為はなかったということで意見の一致をみた。すなわち Larsen は計画的に殺害されたのだという結論をパネルは出したのである。

ニュージーランド法はイギリス法のいわば移植である。“挑発行為”を認めるには、あまりにも不意で、動転させられ、アングロサクソンが自己統制心を失うほどでなければならない。Tamaeli が事件の数時間前に Larsen に暴力を振るわれたといっても、数時間経てば殺人衝動は克服できたはず、と考える。Latoatama の、Larsen の酒をこっそり飲むなどの行為も、Folitolu の酒や女に対する態度もアングロサクソンのような冷静さをもって学習し、行動するべきだった、と考えられた。Larsen の囚人に対する酷使の証言はない訳ではなかったが、故殺を引き出す挑発的行為を立証するものではなかった。判事は、Larsen のような理性あるアングロサクソンは倒れている者を蹴ったりせず、強い怒りを感じても直ちに心の平衡状態を取り戻すものと考え、犯罪人たちの語る Larsen の苛酷な扱いを、監獄にありがちな多少の意地悪と干渉にすぎないととらえ、審理を終了した。ここにはこの裁判官の、アングロサクソンは何事に対しても冷静で、強い自制心を持っているというステレオタイプに基づいた判断が明瞭に見られる。

そして1時間も経たぬうちに全会一致で「謀殺で絞首刑」の有罪判決を出した。ニュージーランド本国では地方判事は最高3年間の禁固刑以上の判決は出せないにもかかわらず、この臨時判事は絞首刑を宣言してしまったのである。裁判はたった2日間で終わった。そしてこのニュージーランド人一行は、本国への航空便に連絡しているサモア行きの船便の出航時間に合わせて、2時間で三

人の犯罪者の死刑執行のための手続きを手早く行い、ニウエを後にした。

第一回裁判の内容はニュージーランドのメディアに取り上げられず、一般大衆にも伝えられなかったが、9月中旬、三人の被告から最高裁に対して再審を要求する抗告が提出されてからは、国内外からも審理のやり直しを求める投書が首相その他政府関係者に相次いで寄せられた。

10月下旬、再審理がニュージーランド本国にて始まった。三人の囚人はニウエからオークランドまで7日間の船旅をして再審理に間に合った。この回は二人の被告側弁護人がつき、三週間をかけた審理となった。とりわけ弁護側の証人となった Maru Check の活躍が注目された。Check は白人だが、マオリ族の養父を持ち、ニウエで LMS の宣教師として数年滞在している間、植民地政府と土着の人々との間の調整役として活躍し、島民の人望を集めていた人物である。彼は土着の人々の生活様式や慣習などにも人類学的素養があり、比較的冷静で公平な証言をしたと言われる。

彼の陳述の主要な点は以下のとおりである⁽²⁵⁾。

- 1) Larsen による酷使は日常的に行われていた。時々厳しい言動をとる、というものではなかった。
- 2) ニウエ人にとり“不当な行為”とはヨーロッパ人にとってのそれとは異なる。彼らにとり、食糧が最重要である。家禽類の餌と彼らの食事が同じという不満は、彼らがいかに強く憤りを持ったかを表明している。
- 3) 三人の犯罪者はニュージーランドの同世代の者に比べれば未熟で幼稚である。特に Tamaeli の場合は精神年齢がせいぜい 10 歳だ。
- 4) Larsen の挑発的行為がニウエ人の単純な頭 (simple mind) にどのくらいの時間残留するか、それはヨーロッパ人の高度に複雑な頭 (more sophisticated brain) とは比べものにならないであろう。挑発的行為の基準を変えて然るべきだ。

法廷は Check のこうした証言に感心し、彼の証言から下記のポイントを受け容れた。

- ① 被告 (特に Tamaeli) の精神年齢はせいぜい 10 歳である。
- ② ニウエ人は、考えることの大部分が性と食糧と身体的快感に関するものであるという単純な生物である。
- ③ 彼らの単純な欲望を前にして挑発的で刺激的な行為をすれば、それはヨーロッパ人に比べてより長時間、彼らの頭に巣食い、より強い効果をもたらす⁽²⁶⁾。

しかしこれらすべてを認め、考慮に入れてもなお、これまでの決定を覆すことはできない、と裁定された。また若干頭の弱い Tamaeli は年長の被告たちにそそのかされたことを認めよという嘆願も却下され、さらにこれ以後、控訴する権利も拒否された。そして早速、絞首刑のための人員や絞首台が三人の囚人とともにトンガ経由で空路および航路にてニウエに向けて出発した。

ニュージーランド国内にさまざまな論議が沸き起こった時にはすでに遅く、三人を救う方策はニュージーランドの閣議決定による恩赦しかなかった。ニュージーランド在住ニウエ人コミュニティがエリザベス 2 世の訪問を間近に控えて恩赦の嘆願を政府に出したのをはじめ、各宗派の教会、人権擁護委員会、各種労働組合、その他種々の組織から死刑無効の嘆願書が出された。

ところで、ニュージーランドでは 1941 年労働党政府により死刑は一時廃止されている。しかし、1950 年法務大臣 Webb の時代に復活し、それ以来、非アングロサクソンのみ死刑が執行されてき

た。そして12月8日の閣議で、首相は理由を語らずにニウエの三人について死刑執行を宣言し、同時期にネイピアで発生した二人の老齢女性殺害犯の女性（アングロサクソン）については同じく理由を述べずに死刑から終身刑に軽減する旨の発表があった。後者はギャンブルによる借金返済のための金目当ての殺人——明らかに謀殺——であったのだが。

これについてはメディアが声を上げた。特に、*The Auckland Star* 紙が一面トップに「“ネイピアの殺人犯は終身刑に軽減し、ニウエの犯人には絞首刑” という決定に反対する」という見出しを掲げ、社説でもこの問題を扱った。そして、「皮膚の色や文化の異なる人々の間の相互理解が模索されている現代にあって、我が国の今回の決定を恥ずかしく思う」「正義とは、我が国の誤った統治政策の結果として発生したともいえる犯罪に対して最大限の罰則を課することであろうか」「死刑という残酷な手段に訴えてニウエ島のコミュニティに不面目と憤りをもたらすことが高貴な者のすることであろうか」などの投書を紙面で紹介している⁽²⁷⁾。

この頃、すでにニウエ島では絞首刑の準備が整い、三人の棺桶や墓まで用意が整っていたが、ニュージーランド国内各方面からの反対の声に諮問委員会が動いて要請を出し、刑執行が延期されることになった。

V. 減刑キャンペーン

三人の被告の絞首刑が急遽、延期されたが、囚人たちを刑執行までどこに収監しておくかが問題となった。ニウエ植民地政府の行政官たちは、第一に、この絞首刑を島民たちが受け容れているのか否か確信できなかった上、仮にニウエで収監しておくにしても、ニウエ現地の警察も刑務官も信頼するに足りないと感じていた。囚人たちをニウエから離すほうが安全である、あるいはニュージーランド警察がニウエに残留すべきである⁽²⁸⁾ というのがこの時の駐在弁務官や行政官の結論であった。

一方、ニュージーランド本国では、国内の世論が三人の死刑執行に強い反対を示しているのを彼らを本国に再送還するのは政治的に賢明ではないと判断した。その結果、内閣はサモアに働きかけた。当時のサモアは植民地からの離脱直前であったため、植民地体制への協力は避けたいところであったが、特別の緊急事態という理由で辛くも受け容れられた。三人の囚人たちは12月31日、再び *Tofua* 号でサモアに向けて船出した。彼らにとり事件後3ヵ月間で3回目の太平洋横断であった。

1953年12月から翌年1月にかけて王位に就いたばかりのエリザベス2世のニュージーランド訪問が行われ、各新聞紙面はこのニュースで埋め尽くされた。この機会に三人の囚人の恩赦を望む声が強く上がったものの、不成功に終わった。しかし国内のメディアその他には Larsen 殺害に関する多数の投書が依然として寄せられ、イギリス女王の来訪はニウエへの関心を弱めることにはならなかった。大衆集会在各地で開催され、自発的請願運動が国中で組織された。

新聞に寄せられた投書は政府の方針に批判的で三人の絞首刑への反対が圧倒的に多いものの、その理由・根拠にはきわめて人種主義的な意見が多数みられる。数例をあげておこう。

- ヨーロッパ人社会では絞首刑が抑止力になるとしても、(……) ニウエ人のように単純で原始的な民族の間では絞首刑は賢明な選択ではない。(……) 白人が少数派の現状では白人の権威に対する畏敬の念を損なうようなことはしてはならない。
- 三人の土着民は原始的な環境の下で生きてきたのだから、文明社会では起こりえない衝動に突

き動かされやすいのだ。

- (政府は) ポリネシア人の頭をまったく理解していない。三人の無知なニウエ人が度重なる不満に報復したそのやり方はまったくもって蒙昧であり、嫌悪を感じる。だが、教養も知識もある我々は、彼らを親戚や友人の眼前に吊るすことによって彼らと同じ未開のレベルに我々自身を貶める必要があるか。人間の品性というものは我々と野蛮人の間に立ちはだかり、こうした災難から我々を救ってくれているものなのだ⁽²⁹⁾。

2月下旬、妊娠した女友だちを刺殺したアングロサクソンの男の死刑執行が延期されたのに反し、非アングロサクソンの精神障害者の死刑が執行されたことを受けて、*The Auckland Star* 紙の社説は鋭い批判を行った。「今まで死刑執行が延期されなかった4例のいずれもが純粋なアングロサクソンの出自ではなかった。マオリ、イタリア系、スペインとの混血、そして三人の太平洋諸島民、すなわち外国人か先住民である。こうした状況を承認してよいのだろうか。」この社説に対して *The Wanganui Chronicle* の編集人が「(……) 島嶼民は文明の衣を着ているだけで中味は野蛮そのものだ。土着民社会に規律正しさを強く推し進める必要がある。死刑はまったく正しい」⁽³⁰⁾ と反論している。これを皮切りに *The Auckland Star* と *The Wanganui Chronicle* の論争が始まった。

その一方、ニュージーランド国内では三人のニウエ青年恩赦嘆願運動がさらに拡大し、数万の署名が集まった。YMCA、全国大学教員連盟、その他40を超える加盟団体が統一委員会を結成し、裁判記録を載せたパンフレットを発行するなどしてキャンペーンを張った。首都ウェリントンの著名な教育者や聖職者は、首相に対して団体に抗議行動を起こした。その時、代表は首相との会見で「土着民の頭には限界がある。(死刑は抑止力になるか、の問いに対して) 土着民は記憶力が弱いから、犯罪と処罰の因果関係も時間が空けば空くほど理解されにくくなるだろう」と人種差別的発言をしていることを Scott は指摘している⁽³¹⁾。

減刑運動に対処する一方、ニュージーランド政府は死刑執行場所の選定に頭を悩ませていた。法的には囚人を託しているサモアに執行を要求する権利はない。ニウエで執行するのはかえって逆効果であるとニウエの新しい駐在弁務官は主張している。ではクック諸島のアイツタキ島ではどうか。貨物機がオークランド／アピア間を飛んでいるから囚人と絞首刑用の木柵を手早く運べ、技術的にはアイツタキが最も望ましい。しかし、クック諸島駐在弁務官が人々の感情を悪化させると反対してきた。

減刑運動はさらに拡大し、クライストチャーチにおいても請願活動が一般市民の間で始まる。それまで死刑執行を支持していた *The Auckland Herald* も *The Auckland Star* に同調し、「人の命がこれほど長期間、未決の不安定な状態に置かれるのはイギリスの正義の伝統にもとる。もとより速やかな実行を要求する声もあるが」寛大な措置が一般大衆の意見と合致している⁽³²⁾、と執行反対の立場をとるようになった。

英国国教会オークランド地区主教もニュージーランド国教会大主教も三人のニウエ青年の命を救うよう、首相に要求してきた。Bay of Plenty, East Coast, Hawke's Bay のマオリ族会議の代表からも寛大な措置を求める電報が首相のもとに届いた。

このように国内各方面からの死刑執行反対の意見が寄せられる中で敢行すれば、きわめて大きな禍根を残すことになるであろう、今や、すべての状況から見て減刑せざるを得ない、と首相は結論づけた。かくて三人のニウエ青年囚は終身刑に減刑され、オークランドの Mt. Eden 刑務所で刑に服することとなった。

VI. 三人の「戦士たち」のその後

彼らが Mt. Eden 監獄に入った 1954 年はニュージーランドに刑務所改善の波が押し寄せた後であり、囚人たちもかなり人道的な扱いを受けた。言語、習慣の異なる異国での監獄生活であったが、英語が話せるニウエ人警官を半年ほど付き添わせ、彼らに英語を教えたり、刑務所での生活になじめるよう援助したりしてある程度の配慮がなされている。

当時、ニュージーランドでは終身刑は再犯の可能性の低い模範囚であれば 7 年以下で仮釈放になるのが通例であった。法務省は 1960 年初頭、この三名を彼らの意向を汲んでニウエにて社会復帰をさせるべく打診したが、島嶼領担当局は囚人たちに対する地元島民たちの反感を懸念し、三人はニウエ島民にとって迷惑な存在であるから帰島させないように、との回答をした。その結果、当面、監視体制の最も厳重な Mt. Eden 監獄から、Tamaeli は 1960 年 4 月にクライストチャーチの Paparua 監獄へ、Folitolu は 1961 年 1 月にニュープリマスの Tongariro 監獄へ移動した。Latoatama のみはオークランド在住の親戚がしばしば訪れるので、Mt. Eden に残ることを選んだ。

特に最もひ弱で世慣れしていない Tamaeli をどこで社会復帰させるかが最大の問題であった。ニュージーランドでの社会生活は適応困難を起こすであろう。かといって、ニウエに帰島しても親族たちから疎外され、未来はないも同然である。仮釈放委員会は各方面から聴取した意見を熟慮して、結局、事件後、時間も経過したから親族たちの敵意も薄れたであろう、とニウエへ送還する途が最善であるという結論を出した。その 3 年後、Tamaeli は Tofua 号にてニウエに帰島した。Mt. Eden 監獄での 6 年間に郵便袋製作コースを修了した後、クライストチャーチの Paparua 監獄にて 4 年の間、週 7 日間、毎日長時間にわたって養鶏に従事してきた Tamaeli は模範囚であった。

故郷の Liku 村に帰った Tamaeli は母、その夫、7 人の兄弟姉妹とその配偶者たち、オジ、オバなど家族、親族に温かく迎えられた。Liku は村を挙げて教会で彼の帰還を祝ったがそれは思いやりにあふれた雰囲気だったという。

5 年の執行猶予に入る前の期間数ヶ月を Alofi 郊外の Fonuakula 監獄で落ち着いて過ごし、1964 年 8 月末に釈放された後は議員 Sipele の保護観察の下、Vaipapahi と Vaiea の農場で働いた。結婚もし、家も建てた。農場勤務の後、公共土木工事務局に移り、その後、独立して養父（母の夫）とともに木材伐採業を立ち上げた。保護観察終了を翌年に控えた 1968 年 11 月、岩場の険しい Liku の沖合いで釣りをしていて波にさらわれ、溺死した。遺体は 24 時間後に発見されたという⁽³³⁾。

Latoatama は前述のように自ら希望して最も厳しい Mt. Eden に残り、ここで 11 年以上を過ごす。彼は英語能力の低さもあり、監獄内でも周囲から孤立していた。彼は独房を彼自身の小宇宙として生活し、他の囚人仲間とは一切交わらず、監獄内に通常見られる囚人間のヒエラルキーのどこにも身を置こうとはしなかった。この孤立状態の中で自我防衛から強迫的行為を繰り返すことになる。シャツもズボンも常に完璧に洗濯をしてアイロンをかけ、ズボンの折り目はナイフの刃のようにとがっていた。靴は常にぴかぴかに光っていた。毎晩、独房で 2 時間かけて磨いていたといわれる。

1966 年に Mt. Eden から刑務所と救護院の中間のような施設の Waiekieia Youth Centre へ移送されるが、ここでも強迫的性向は変らなかった。その状態では社会復帰は難しいので仮釈放は困難とみなされたが、1968 年、本人が望むならニュージーランドに居住できるという条件つきで釈放された。Latoatama は収監 16 年目にして自由の身になったのだ。しかし病的潔癖さや身だしなみに関する強迫的な行為は生涯、彼に付いてまわった。

釈放された Latoatama はより環境の良いクライストチャーチへ移り、マットレス工場に職を得て働き出した。仕事ぶりはきわめて真面目で丁寧で、工場に通う時も毎日、シミひとつないワイシャツ、スーツ、ネクタイ、仕立てのよいコートに身を包み、ぴかぴかに磨いた靴を履き、形の決まった帽子で通した。常に勤勉な工場労働者として余生を過ごし、その後も二度とニウエに帰郷することはなかった。三人の中で最後まで生き残ったが、1991年9月、癌にて他界する⁽³⁴⁾。

Tamaeli がニウエに帰島し、Latoatama が自由の身になった後も、Folitolu の獄中生活は続いた。彼はニュープリマスの Tongariro 監獄に移って3年間、仕立て業に従事し、生活態度も勤務態度も高い評価を得ていた。1966年に仮釈放の推薦を受けたが、釈放日が明確にされぬまま、不安定な状態で過ごすうち、焦燥感にかられてしばしば反抗的な態度をとり、評価が下がる。しかし間もなく不安定な感情を克服し、半年後には明るく協動的で落ち着いた生活を取り戻した。

刑務監督による評価を認めて仮釈放委員会が推薦した Folitolu の仮釈放に法務大臣が賛意を示し、島嶼領担当局に推薦したのは1967年6月であった。しかし島嶼領担当局は、Folitolu が若いころから繰り返していた飲酒、賭け事等の法規違反を懸念した。特にニウエではすでに1964年に禁酒法が撤廃されたので Folitolu は帰島すれば飲酒を復活させるのではないかと、それによって粗暴な反道徳的な行為を再び繰り返すのではないかと、という不安があったのだ。

当時、ニュージーランドからの独立を目前に控えて植民地政府の行政官が来るべき現地民内閣として整えつつあったニウエ執行委員会は、Larsen の通訳として深い親交のあった Robert Rex が主導していたが、その Rex — すなわち当時ニウエで最も影響力のあった人物 — が囚人の帰島に否定的な見解をもっていた。Rex 委員会は島嶼領担当局を通して、Folitolu は彼が不在の間に彼の妻が産んだ子どもの父親に暴力を振るうだろうと上申した。さらに、Folitolu の兄弟のうち二人が警察に逮捕されたという。一人は連続犯行容疑で処罰され、もう一人は牧師の身ながら喧嘩騒ぎを引き起こし、教会との契約が破棄された。Folitolu を帰島させても更生させる環境もなければ彼の落ち着く先すらない、と Folitolu の帰島に真っ向から反対した。

その後もニュージーランド政府とニウエとの間に Folitolu の帰還をめぐる応酬があり、容易に結論は出なかったが、1970年、新法務大臣 Riddiford が Folitolu はニュージーランドに在るべきだ、との意見を公言してから、この問題に決着を見た。1970年末、彼は釈放され、一労働者となって社会に戻っていった。彼は実に18年間も収監されていたことになる。彼もまた二度と故郷の島に帰ることはなかった⁽³⁵⁾。

VII. 考 察

Larsen 事件をとおして、我々は植民地支配者が被植民者＝現地民社会の文化・伝統をどのような視点あるいは枠組みによって見たか、その社会的意味を学んできた。統治者が自らの準拠枠に基づいて独善的に行動することにより当該社会の状況を改善することもある。しかし一方で、現地民が納得し受け容れていないことを強制すれば人々に不満をつのらせ、望ましくない結果を生ずることになりがちだ。

今日、グローバリゼーションの下、さまざまな異文化が大規模に接触し、相互理解への努力が実践されているなかで文化相対主義のパラドックスがしばしば現出するが、それはニュージーランド統治下のニウエの問題でもあった。Larsen 自身はこのパラドックスを意識化するどころか文化相対主義的視点すら認識せず、自らの信念に基づいてニウエの社会状況を改革しようとしたのである。

事件後、容疑者たちの犯行の動機が申し立てられ、彼らに犯行を決意させた直接的な Larsen の

言動が問題視された。それは明らかに囚人たちを、誇りを持ち、痛みを感じず人間として扱っているとは思えないものばかりである。法廷でも人々の口の端でもこうした彼の態度や行動を彼の個人的な性格と結合させて解釈しようとする傾向があった。

当然、正反対の Larsen の人物評価が彼の妻や行政府のヨーロッパ人スタッフから出てきた。彼と親しい関係を築き上げているこれらの人々にとり、彼の性格は特別に異常なものではなく、むしろ申し分のないものであった。

その為、囚人たちが申し立てた Larsen の苛酷さは社会的に許容される範囲内にあり、囚人たちが犯行に駆り立てるほどの挑発的行為をしたとは考えられないとして三人のニウエ青年の犯行は故殺ではなく謀殺と裁定され、死刑が宣告されたのである。

ここでは Larsen の個人的な性向よりむしろ、統治者＝アングロサクソンが被統治者＝ポリネシア人の文化を自らの文化の基準によって判断して行動した点が注目されるべきだったのだ。

LMS の宣教時代よりこの方、アングロサクソン文化——より厳密にはイギリス中産階級の文化——の倫理・道徳および価値観を現地民に体得させるのはきわめて困難であった。それを一歩前進させたのが、植民地政府による、行動規則をつくり、それへの違反者を逮捕し罰する、すなわち犯罪／処罰方式である。これによってアングロサクソンの規律に違反した者は罰金を払うか、強制労働に服することになった。土着民にとっては新しい規律や価値を否応なく受け容れるか罰則に服するかの選択しかない。これはアングロサクソン化を推進すると同時に、囚人の労働力を開発に利用できるという点で一石二鳥となった。

Larsen の二代前の駐在弁務官 Bell の時代からこの政策を明確に採用し始めたが、これをいっそう徹底したのが Larsen であった。Larsen は職務にきわめて忠実な人物で、ニウエ島の民力を上げることに尽力した。しかし、その内実は島民の文化、伝統、メンタリティを無視したアングロサクソン文化の押し付けであったことはいうまでもない。そこにはポリネシア文化とアングロサクソン文化の差異を考慮せず、後者の基準によって島を秩序ある社会に変えることにいささかのためらいも感じないアングロサクソンの独善性が姿を現してくる。植民地政府の最高位にある弁務官がそういう自らの属する社会の基準に基づいて強力な統制力を執行する場合、土着の人々の不満は積もる一方だが、他方、一定の効果をもたらすこともある。

仮に駐在弁務官がニウエ在来の文化・伝統・生活様式を尊重して「片付けられない文化」を許容し、婚外交渉や暴言、呪言、罵言を彼らの文化であるとして放置していたとしたら、伝染病の流行から島を守り、島の秩序を保つことができたであろうか。改革、改善のためには文化相対主義を犯す方が必要な場合もあるという、まさに文化相対主義のパラドックスの例証がこの事件に見られるといえよう。

この事件では Larsen の個人的な言動が衆目を集めたため、かえって彼の貢献が過小評価される傾向がある。彼は島内各集落の各戸を見回り、保健衛生状態の改善とその維持を人々に守らせようとした。家の内外を小奇麗に整理整頓しておくというニウエ人にとってまったく苦手なことを法によって強制したのは、一面ではアングロサクソン中産階級的清潔観念に基づいたものであろうが、他面では伝染病の流行が壊滅的被害をもたらす小さな島を守るための衛生対策でもあったのだ。

Larsen はまた婚外異性関係およびそれを助長する夜遊びや飲酒（当然、酒造も）を厳しく取り締まった。賭け事、暴言、呪言、侮言等も逮捕の対象とした。これらは人々の間の諍いの原因となる。たとえこれらがニウエの文化の一部であろうとも、ニウエの平和と秩序を維持するためには悪弊として一掃しなければならないと考えるのも当然であろう。

Larsen のニウエの学校教育改善における貢献も認めねばならない。宣教師の来島以来、公教育

はLMSが基礎を築き、維持してきたが、それを行政府の管轄下に置き、現地民を海外の教員養成コースに派遣して現地民教員を誕生させる体制をつくった。医師、歯科医師、看護師も然りであった。

このようにLarsenの行ったことを見ると、彼はニウエに平和と秩序をもたらし、人々により改善された教育を提供して自前の専門職を輩出する、というニウエ社会近代化の目的を持っていたことは評価される。しかし彼の基本的態度は、絶対的権力を持った植民地統治者が土着文化への関心やそれを尊重する気構えもなく、アングロサクソンの基準で被統治社会を統制するそれであった。これはニウエ三死刑囚の減刑助命運動に表れたニュージーランド人の論理と低脈を通ずるものだ。

助命嘆願キャンペーンの中でニュージーランド各地の団体や個人による署名活動のほか、政府や担当部署高官への直接請求や新聞への投書がさかんに行われたが、その内容はアングロサクソンの優位性とパターンリズム、すなわち19世紀的エスノセントリズムとnoblesse obligeを特徴としている。

この時期は国連総会で世界人権宣言が採択された1948年の数年後で、ニュージーランドはこの憲章の調印国であるにもかかわらず、人々の人権意識はエスノセントリズムの前にかき消されていた観がある。投書やその他のキャンペーン媒体において表現されたニュージーランド人の言説は、押しなべてニウエ（ポリネシア）人は（我々アングロサクソンとは異なり）「無知である（innocent）」「単純で無邪気である（naïve）」「幼児的である」「蒙昧である」「野蛮である」「おくらしている」「文明化していない」等であった。したがって（彼らは弱者なのであるから）「救わねばならない」という彼らの論理が三人の命を救ったのである。裁判の過程でもニウエ（ポリネシア）人は「怠惰である」「指示された仕事はするが……」「挑発にのりやすい」等の表現が頻繁に使われている。

“innocent”も“naïve”も厳密には対応する和語はなく、「無邪気な」「無知な」「子どもっぽい」「世間知らずの」「お人よしの」「幼稚な」等に類縁の意味を指示する。この言葉は「子どもっぽい」「子どものような」と並んで西洋人が非西洋人に対するステレオタイプのイメージを以って表現する時にしばしば使われる。一例として『逝きし世の面影』の中で、著者は幕末・明治期に来日した西洋人たちの記録を精査して西洋人の目にうつった当時の日本人を描き出しているが、そこでも日本人の大人を「子どもっぽさ」「無邪気さ」「天真爛漫さ」を大きな特徴のひとつとしている⁽³⁶⁾ことをあげておきたい。

こうした非西洋人に対するステレオタイプのイメージは、アングロサクソンの自己投影として描き出されたものである。彼らは「成熟していること」「挑発にのらず強い自制心をもつこと」「指示されずとも自立的なものごとに対処すること」を理想とする。したがって、それらと対比的な「幼児性」「被浸透性」「受動性」などのカウンター・イメージを非西洋人に割り当てることによって彼我の差異を強調し、自らのアイデンティティの拠り所とするのだ。

すなわち、このキャンペーンにはオリエンタリズムの構図が明瞭に見出されるといえよう。非西洋のポリネシア人を弱者と見なして西洋人による支配を正当化し、強者＝アングロサクソンのnoblesse obligeによって皮肉にもニウエ三囚人の生命を救うことになったのである。

おわりに

我々は歴史時代の社会的・文化的再構成を試みる時、文書に記録された資料を主要な拠り所とする。したがって、各種の公文書及びその他の記録文書を保存・管理し、後の世代に資するシステ

ムを確立しておく必要がある⁽³⁷⁾。

本稿が対象としているニウエ島では文書記録の保存・管理に対する人々の関心はきわめて低調である。過去や現在が未来につながる歴史の一部であり、未来のために記録資料を確実に残しておくべきだという意識が低いとって間違いはない。土地保有が人々のアイデンティティの基盤にあるので土地権を決定する要因となる家系図には関心が強いが、それ以外の記録文書には関心を示さない。過去の裁判記録 (minute book) すら散逸しているものがあり、分野の異なる内容が混在して書かれていることさえある。

ほぼ10年ごとに襲ってくるハリケーン (サイクロン) によって資料の多くが流失してしまうという自然環境条件の悪さも一因している。しかし、それだからこそ、重要な公文書などの記録は比較的安全な島の中央高地部に保管すべきなのだが、それらはいままで沿岸部の政府関係の建物の中に保管されていた。島の文化・社会に関する若干の資料をあずかっているミニ博物館も図書館も海岸部の建物にあった。

案の定、それらの建物は2004年のサイクロンによりすべて吹き飛ばされ、資料の大部分が流失した。筆者がその約半年後に島を訪れた時、辛うじて流失を免れた重要な公文書をゴミを払って整理しているところだった。そのような事態がほぼ10年おきにやってくるのである。この島の古い資料は手に入れ難い。

このように Larsen 事件に関する文書資料はニウエにおいても入手しにくいだが、ニュージーランドで資料の渉猟をした Scott は、そこでも関係官庁に残っている資料の少なさに驚き、Larsen 裁判に関する記録や写真をすべて廃棄してしまった植民地行政府の役人たちや減刑運動の記録をすべて焼却してしまった運動のリーダーたちに対して怒りを隠せない⁽³⁸⁾。ウェリントンの国立公文書館にも島嶼領担当局の文書管理能力不足ゆえかあるいは意図的にか、あまり記録が残っていないという。本稿は、そのような状況下で Scott が関係する生存者たちにインタビューし、当時の新聞・雑誌記事を丹念に調べ上げて記述したコロニアル期ニウエ最大の事件である Larsen 事件の詳細を主たる資料として行ったひとつの解釈である。

注

- (1) Chapman *et al.*, 1982: 130-131
- (2) *hulahula* という種のバナナで歯を赤く染めたと島民の間では言い伝えられている。
- (3) Cook: 435
- (4) Chapman *et al.*, *op. cit.*: 126
- (5) *Ibid.*: 127
- (6) 島の教会と政治の関係については馬場 (2005) を参照。
- (7) Scott, 1993: 25
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*: 32
- (11) *Ibid.*: 52
- (12) *Ibid.*: 59
- (13) *Ibid.*: 28
- (14) 馬場 (2005) 参照。
- (15) Koskinen 1953: 3
- (16) Chapman *et al.*, *op. cit.*: 130
- (17) Scott, *op. cit.*: 57-60

- (18) Chapman *op. cit.*: 130
 (19) Scott *op. cit.*: 75
 (20) Goodman 2002: 117
 (21) Scot *op. cit.*: 78
 (22) 以下, 逃亡時の記録は Scott 1993: 78-88
 (23) Goodman *op. cit.*: 124
 (24) Scott *op. cit.*: 93-94
 (25) *Ibid.*: 104-105
 (26) *Ibid.*: 105
 (27) *Ibid.*: 112
 (28) *Ibid.*: 121
 (29) *Ibid.*: 125
 (30) *Ibid.*: 127-129
 (31) *Ibid.*: 132
 (32) *Ibid.*: 136-137
 (33) *Ibid.*: 148-149
 (34) *Ibid.*: 152-153
 (35) *Ibid.*: 157-158
 (36) 渡辺 (2007) 特に第 2 章。
 (37) その点で日本は公文書等の保存に関して先進国の中では立ち遅れが甚だしい。その必要性が認識されるようになったのは漸く 1970 年代に至ってからである。
 (38) Scott *op. cit.*: 163

参考文献

- 馬場優子 2005 「南太平洋の一无階層社会におけるキリスト教受容過程」『大妻女子大学紀要 — 文系 —』第 37 号, pp. 1-23.
 Chapman, T. *et al.* 1982 *Niue — A History of Island*, The Government of Niue.
 Goodman, R. M. 2002 *Niue of Polynesia — Savage Island's First Latter-day Saint Mission-aries —*, Brookstone Publications.
 地引嘉博 1991 (1984) 『現代ニュージーランド』サイマル出版会
 春日直樹編 1999 『オセアニア・オリエンタリズム』世界思想社
 Koskinen, A. A. 1953 *Missionary Influence as a Political Factor in the Pacific Islands. Annales Academiae Scientiarum Fennicae*, Vol. 78.
 西川長夫 2007 (2001) 『国境の越え方』平凡社
 Powles, G. & Pulea, Mere (eds.) 1988 *Pacific Courts and Legal Systems*, USP.
 サイド, E. W. 1986 『オリエンタリズム』(板垣・杉田監修, 今井紀子訳) 平凡社
 Scott, D. 1993 *Would a Good Man Die?* Hodder and Stoughton Ltd.
 渡辺京二 2007 (2005) 『逝きし世の面影』平凡社
 山下晋司・山本真鳥 1997 『植民地主義と文化 — 人類学のパースペクティブ』新曜社